

労働者災害補償保険法施行規則第8条について

～該当する例～

「日用品の購入その他これに準ずる行為」とは、社会通念上、日常の生活を営む上で必要な行為であり、かつ、その態様が日用品の購入と同程度と評価できるものをいい、本人又は家族の衣、食、保健、教養のための行為及び公民権の行使に伴う行為等がこれに該当する。

<p><1号> 日用品の購入<u>その他これに準ずる行為</u></p>	<p>帰途で惣菜等を購入する場合</p> <p>クリーニング店に立ち寄る場合</p> <p>理美容院に立ち寄る場合</p> <p>独身者・単身赴任者が食堂に食事に立ち寄る場合</p> <p>入院している同居の家族の洗濯物を取りに病院に立ち寄る場合</p> <p>法第7条第2項第2号(事業場間移動)の場合の次の就業場所の始業時間との関係から食事に立ち寄る場合</p> <p>法第7条第2項第2号(事業場間移動)の場合の図書館等において業務に必要な情報収集等を行う場合</p> <p>法第7条第2項第3号(住居間移動)の場合の長距離を移動するために食事に立ち寄る場合</p> <p>法第7条第2項第3号(住居間移動)の場合のマイカー通勤のための仮眠を取る場合</p>
<p><2号> 職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育<u>その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するもの</u>を受ける行為</p>	<p>専修学校における教育</p> <p>各種学校における教育については、修業期間が1年以上であって課程の内容が一般的に職業に必要な技術を教授するもの</p> <p>※ 一般的に職業に必要な技術を教授する課程の例としては、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保育士、商業経理、和洋裁等に係る課程</p>
<p><3号> 選挙権の行使<u>その他これに準ずる行為</u></p>	<p>最高裁判所裁判官の国民審査権の行使</p> <p>住民の直接請求権の行使</p>
<p><4号> 病院又は診療所において診察又は治療を受けること<u>その他これに準ずる行為</u></p>	<p>施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為</p>